

国土地理院業務継続計画
(震災対策編)

平成28年3月
国土地理院

目次

第1章 業務継続の基本方針と本計画の位置づけ	1
第1節 背景	1
第2節 業務継続の基本方針	1
第3節 本計画の位置づけ	2
第2章 被害の想定	2
第1節 災害想定のもととなる地震	2
第2節 業務関連項目の被害の想定	3
第3章 継続すべき優先業務	4
第1節 継続すべき優先業務の実施	4
第2節 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出	4
第3節 茨城県南部地震応急対策業務	5
第4節 一般継続重要業務	8
第4章 業務継続のための執行体制	9
第1節 本部の設置	10
第2節 参集要員の指定	10
第3節 災害発生時の行動	10
第4節 安否確認	12
第5節 権限委任	12
第6節 委託業者等との連絡	12
第7節 帰宅困難者への対応	13
第8節 負傷者及び急病人の救護	13
第9節 個人における業務継続への取り組み	13
第5章 業務継続のための執務環境の確保	14
第1節 庁舎及び設備	14
第2節 エネルギー	15
第3節 通信	15
第4節 行政情報システム	16
第5節 水道	17
第6節 備蓄	17
第7節 防災監視室の代替措置	17
第6章 計画のフォローアップ	18
第1節 業務継続に関する取り組みの改善	18
第2節 訓練の実施	18
第3節 参集要員、委託業者等の配置の見直し	18
第4節 地方測量部等の業務継続計画	18
第5節 計画の見直し	19
附則	19
資料編	19

国土地理院業務継続計画（震災対策編）

平成24年3月13日
国土地理院防災会議決定
（一部改正）平成26年3月4日
（一部改正）平成28年3月30日

第1章 業務継続の基本方針と本計画の位置づけ

第1節 背景

平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により、膨大な人的及び物的被害の発生とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機能の継続性確保が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画を作成することとしている。

また、国土交通省は平成18年6月に「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」を策定し、この中で新たな領域に先進的に挑戦する取り組みの一つとして、事業継続計画への取り組みを打ち出した。

このような背景から、平成19年6月に国土交通省業務継続計画が策定され、その中で、国土交通省の施設等機関についても、国土交通省防災業務計画及び国土交通省業務継続計画との整合に十分留意し、その所掌事務に関し業務継続計画を策定することを求めている。

これを受けて国土地理院においても平成20年3月に国土地理院業務継続計画（震災対策編）（以下「本計画」という。）を定めた。その後、東日本大震災（平成23年3月11日発生）の教訓を踏まえて、平成24年3月に全面改正を行ったが、国土交通省においても平成25年3月に改正され、また平成25年12月には首都直下地震対策特別措置法が施行された。これを受けて、平成26年3月に一部改正を行った。平成28年1月には、「中央省庁業務継続ガイドライン第2版」に基づく有識者の評価・提言が通知された。これを受けて、ガイドライン第2版および災害対策に関する新たな教訓等に基づく見直しを行い、平成28年3月に一部改正を行った。

第2節 業務継続の基本方針

国土地理院は、下記の基本方針に基づいて、自ら被災した場合においても国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第28条に定められた業務のうち優先度の高い業務の継続の確保を図る。

- ① 被災地及び被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くす。
- ② 国民の生命及び安全の確保、権利及び財産の保全に努めるとともに、国

民生活や経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。

- ③ 国土地理院の職員（庁舎内の他組織の従事者及び来訪者を含む）の安全を確保する。
- ④ 国土地理院の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。
- ⑤ 本計画を作成し、適切な運用を図るとともに、必要な見直しを行う。

第3節 本計画の位置づけ

本計画は、国土地理院の所掌する業務を対象として、地震により被災して業務遂行能力が低下した状況下で優先業務を実施及び継続することを目的とする。本計画の対象範囲は、国土地理院本院（以下「本院」という。）とし、地方測量部及び支所（以下「地方測量部等」という。）にあつては別に定めることとする。

本計画は、本編と資料編からなり、うち本編は6章で構成される。第1章は業務継続の基本方針と本計画の位置づけを、第2章は地震の想定と業務関連項目の被害の想定を、第3章は継続すべき優先業務の評価の考え方及び抽出した業務を、第4章は職員の参集及び行動、指揮系統の明確化等の業務継続のための執務体制を、第5章は電力及び通信の確保、飲食物等の備蓄及び負傷者対策等の基礎業務等、業務継続のための執務環境の確保を、第6章は業務継続性の確保の方策の具体化及び向上を図るための訓練、見直しを通じた計画のフォローアップを記述する。

本編のほか、より詳細な事項については資料編にまとめている。

なお、本計画は、国土地理院防災業務計画（平成26年国地達第5号）を補完するものであり、本計画の適用時には、国土地理院災害対策要領（平成26年防災会議決定。以下「災対要領」という。）と相互に運用されるものである。

本計画は、茨城県南部で震度6強以上の揺れが観測された場合に発動される。

第2章 被害の想定

第1節 被害想定のもととなる地震

被害想定のもととなる地震については、本院の立地（茨城県つくば市）を考慮し、中央防災会議で想定されているプレート境界茨城県南部地震（M7.3、茨城県南部の最大震度6強）とする。同地震により本院の所在する台地は、震度6弱の揺れと想定されるが、つくば市の一部の低地で震度6強が想定される。

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告（平成17年7月）」による茨城県南部地震の人的及び物的の最大被害想定（18時発生風速15m/s）

は、死者約 500 人、負傷者約 21,000 人（うち重傷者約 1,600 人）、建物全壊約 87,000 棟（うち火災焼失約 52,000 棟）としている。なお、茨城県南部地震の想定の詳細は、資料 I - 1 に示す。

第 2 節 業務関連項目の被害の想定

茨城県南部地震が発生したことを想定して、本院の業務に関連する各項目について既往の計画の設定、文献、東日本大震災（茨城県南部の最大震度 6 強）、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ等における事例を参考にして、以下のような条件を設定する。

設定した条件の詳細については、資料 I - 1 に示す。なお、本計画では茨城県南部地震以外の大規模な災害及び事故（非常体制以上）等の同時発生はないと仮定した。

1. 建物

老朽化した耐震性の低い木造建物が倒壊。老朽化したビルやマンションの倒壊や中間階の圧潰が発生。

2. エネルギー

電力：地震直後、震度 6 弱以上の地域で火力発電所、電柱（電線）、変電所、送電線（鉄塔）の被害等が発生し、停電する。点検及び運転再開に要する時間は、供給側設備の損傷がない場合、数時間から 2 日程度見込まれる。

ガス：事業者（筑波学園ガス株式会社）による供給が復旧（30 日間）するまで使用は不可。

3. 通信

固定電話：地震直後、大量のアクセスにより輻輳が発生するため、90% 規制が実施されほとんど通話ができなくなる。1 日後、輻輳は通信量が減少傾向となることから、徐々に通信規制率が緩和されるが、通信量が集中する場合には、音声通信がつながりにくくなる。

携帯電話：地震直後、大量のアクセスにより、輻輳が発生し、音声通信がつながりにくくなる（90% 程度規制）。なお、移動系のパケット通信では、音声通信ほどの規制は受けにくいものの、メールは大幅な遅配等が発生する可能性がある。

マイクロ回線：使用可能。

中央防災無線：使用可能。

インターネット：地震直後、アクセス回線（固定電話回線等）の被災状況に依存するため、利用できないエリアが発生する。なお、主要なインターネットサービスでは、サービスが継続される。

4. 上下水道

事業者（つくば市水道事業）による供給が復旧（15日間）するまで使用は不可。

5. 公共交通機関

鉄道：震度5強以上の区域は、地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に回復。30日間で全路線が運行できる程度まで回復。

バス：震度5強以上の区域は、地震発生後5割相当程度減便。14日目で全路線が通常運転。

第3章 継続すべき優先業務

第1節 継続すべき優先業務の実施

本院が、茨城県南部地震に見舞われた場合は、国土地理院防災業務計画で定められている災害応急対策業務及び一般業務のうち特に継続が必要な業務（以下「継続すべき優先業務」という。）を対象として、限られた人的及び物的資源を集中的に投入することとする。

第2節 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出

真に継続が必要な業務を抽出するため、茨城県南部地震の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民生活や経済活動に、どのように影響を与えるかを地震発生からの経過時間（1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間、3週間、1箇月）ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価した。

- Ⅰ（軽微）：その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル
- Ⅱ（小さい）：若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）
- Ⅲ（中程度）：国民生活上の不便、法定手続及び契約履行の遅延等の社会的影響が発生するレベル（本格的に復旧対応を行うべきレベル）
- Ⅳ（大きい）：法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起ることが予想されるレベル
- Ⅴ（甚大）：人命に関わること、深刻な安全及び治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

国土地理院の実施する優先業務の主体は、直接的に人命に関わる性格を有するものではないが、例えば、被害の状況を表す災対要領に規定した防災関

連情報（以下「防災関連情報」という。）の提供が遅れたことにより、救命活動の遅れや判断の誤りが結果的に人命を左右する等間接的な影響も加味して評価した。

業務影響分析の結果、地震発生後1箇月以内にレベルⅢ以上の影響を与える業務を継続すべき優先業務として抽出することとした。

抽出された継続すべき優先業務は、災対要領に規定する国土地理院災害対策本部（以下「本部」という。）の設置と活動、防災関連情報の提供等、災対要領に基づき実施される「茨城県南部地震応急対策業務」と、国民の生命及び安全の確保並びに権利及び財産の保全の見地から茨城県南部地震発生の有無に関わらず継続が必要な「一般継続重要業務」とに分ける。第3節及び第4節にそれぞれの継続すべき優先業務の概要について説明する。継続すべき優先業務の一覧表は、資料Ⅰ-2に示す。

第3節及び第4節において、それぞれの業務の説明の末尾に付した【A～B以内】は、業務の開始又は再開に係る災害発生後の目標時間を示す。すなわち、Aは「条件が良ければA内に当該業務を開始又は再開できる時間」を、Bは「遅くともB以内に当該業務を開始又は再開する必要がある時間」を意味する。目標時間は、いずれも勤務時間外（平日の8時30分以前又は17時15分以降及び土日祝日）の災害発生を前提として想定した。なお、各業務については、目標時間以降も必要に応じて適宜継続することとする。

第3節 茨城県南部地震応急対策業務

1. 情報収集及び本部の設置

職員の安否確認、応急対策業務に必要な情報を収集するとともに、国土地理院としての意思決定を迅速に行うために、幹部職員で構成する本部を速やかに設置し、災対要領に規定する本部会議を開催する。また、各府省庁、地方公共団体等の関係機関（以下「関係機関」という。）との通信手段を確立し、政府の緊急災害対策本部等への参加体制を整えるとともに広報活動ができる体制を確立する。

① 安否確認

- ・ 人事課は、安否確認システムにより、職員及び職員の家族の安否確認を行う。安否確認システムで安否が確認できない職員は、人事課及び関係課室が協力して、電話又は電子メールでの連絡、直接訪問等により安否を確認する。【災害発生時～3時間以内】

② 情報収集

- ・ 全職員は、参集時に目視した情報やマスメディアが発信する情報等の災害に関する情報収集を行う。収集した情報は、本部等で共有化を図る。【災害発生時～1時間以内】

③ 本部の設置と本部会議の開催

- ・ 本部を災害発生と同時に設置するとともに、本部会議を開催し、国土地理院としての初期の対処方針を決定する。本部員等の多くが参集途上にある場合は、電話会議の活用を図り、目標時間に開催する。【災害発生時～30分以内】

- ④ 関係機関との連絡体制の確立
 - ・ 防災推進室は、専用情報通信等災害発生時にも使用可能な通信手段を用いて連絡体制を確立する。【30分～1時間以内】
- ⑤ 政府会議等への参加体制の確立
 - ・ 政府機関として情報の共有を図るため、防災推進室は、政府の災害対策本部会議や地震調査委員会等へ参加できる体制を確立する。【1時間～3時間以内】
- ⑥ 広報体制の確立
 - ・ 広報広聴室は、地震の発生後3時間を目途に報道発表及び情報提供できる体制を整備する。【災害発生時～3時間以内】

2. 地理空間情報の提供及び公表

正確な地理空間情報は、災害発生時に、被害箇所の把握及び救命活動を実施すべき箇所の特定制や緊急輸送路を検討する等の応急対策活動の意思決定を行う上で、不可欠である。このため、国土地理院で保有又は作成する防災関連情報を提供及び公表する。

インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合は、ホームページ上での公表も行う。

- ① 地理院地図の運営
 - ・ 情報普及課は、地理院地図の安定的な運営を行う。[対策済のため継続]
- ② 地図データの提供
 - ・ 防災推進室は、被災地及び周辺の地図データを関係機関に提供する。【30分～1時間以内】
- ③ 地図等の生産管理に関する事務
 - ・ 情報企画課は、地図等の生産管理の事務を行う。【災害発生時～1日】
- ④ 災害対策図（小縮尺図）データの作成、印刷、提供及び公表
 - ・ 応用地理部は、地図画像を加工した災害対策図（小縮尺図）データを作成する。必要に応じて、緊急地図の調製及び配送に関する作業を実施する。【2時間～3時間以内】
 - ・ 情報提供支援班は、必要に応じて、災害対策図（小縮尺図）データを関係機関に提供する。【3時間～4時間以内】
- ⑤ 空中写真撮影の実施並びに写真等の提供及び公表

（※空中写真撮影は、気象状況により遅延の可能性がある。）

 - ・ 基本図情報部は、速やかに被災地域の空中写真撮影を実施する。【18時間～36時間以内】
 - ・ 基本図情報部は、空中写真等を適切な形式に加工し、閲覧に供する。【2日～3日以内】
 - ・ 情報サービス課は、災害発生前の空中写真の画像データを準備する。【1時間～1日】
 - ・ 情報提供支援班は、災害発生前後の空中写真の画像データを関係機関に提供する。【1時間～3日以内】

- ⑥ 災害に関する上乗せ情報の提供及び公表
 - ・ 応用地理部は、緊急測量調査を実施する。【6時間～3日以内】
 - ・ 応用地理部は、空中写真及び人工衛星画像等から災害に関する情報等を判読し、災害に関する上乗せ情報を作成する。【3日～5日以内】（※空中写真の撮影状況及び人工衛星の回帰日数により遅延の可能性がある。）
 - ・ 応用地理部は、必要に応じて、上記の業務により得られた災害に関する情報等を集約した災害状況図を作成する。【1日～1週間以内】
 - ・ 地理空間情報部は、災害に関する情報を地理院地図から公表する。【1日～1週間以内】
 - ・ 情報提供支援班は、必要に応じて、災害状況図、災害に関する上乗せ情報等を関係機関に提供する。【1日～1週間以内】
- ⑦ 災害状況の解析及び公表
 - ・ 地理地殻活動研究センターは、災害状況を解析して得られた情報を公表する。【1日～1週間以内】

3. 地殻変動情報の提供及び公表

広域的な災害規模の把握や二次災害の防止、的確な復旧作業に資するため、観測データの解析や緊急測量調査を行い、地殻変動情報を提供又は公表する。

インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合は、ホームページ上での公表も行う。

- ① 電子基準点データに基づく地殻変動情報の提供及び公表
 - ・ 測地観測センターは、電子基準点データを解析して得られた地殻変動情報を関係機関に提供する。【6時間～1日以内】
 - ・ 地理地殻活動研究センターは、国土地理院で推定した地震発生メカニズム、断層モデル等の情報を提供及び公表する。【6時間～1日以内】
- ② 緊急測量調査の実施並びに地殻変動情報の提供及び公表
 - ・ 測地部及び測地観測センターは、緊急測量調査を実施し、詳細な地殻変動情報を把握する。【15時間～4日以内】
 - ・ 情報提供支援班は、緊急測量調査で得られた地殻変動情報を関係機関に提供する。【2日～1週間以内】
- ③ 基準点測量成果の公表停止
 - ・ 測地基準課及び測地観測センターは、地殻変動が著しい地区を特定し、基準点測量成果の公表を停止する。【災害発生時～3日以内】
 - ・ 基準点測量成果の公表停止があったときは、測量指導課は、公共測量の成果についての取り扱いを国土地理院のホームページ等で周知を行う。【災害発生時～3日以内】
- ④ 人工衛星データ等を利用した広域的地殻変動図の提供及び公表
 - ・ 宇宙測地課及び地理地殻活動研究センターは、人工衛星データ等に基づく面的な地殻変動図を作成及び公表し、情報提供支援班は関係機関に提供する。【データ取得後2日～3日以内】（※データ取得

時期は、人工衛星の回帰日数により大きく変わる。）

- ⑤ 公表停止中の基準点測量成果の改定及び公表
 - ・ 測地基準課及び測地観測センターは、被災地の円滑な復旧・復興事業の推進を支援するため、測量を実施し、公表停止中の測量成果を改定し提供を行うとともに、閲覧に供する。【1箇月～改定作業実施後順次】
 - ・ 公表停止中の基準点成果の改定が行われたときは、測量指導課は、公共測量の成果改定について測量計画機関に対し指導、助言等を実施する。【1箇月～改定作業実施後順次】

4. 横断的支援業務

1. から 3. に示された応急対策業務を効果的に進めるために必要な横断的支援業務を実施する。

- ① 職員への支援
 - ・ 厚生課は、負傷した職員に応急手当を施し、必要に応じて医療機関に搬送する。【30分～1時間以内】
 - ・ 総務課は、職員のため必要な非常食や災害用備品を調達し、配給する。【3時間～6時間以内】
- ② 施設及び設備の被災状況の確認と対応
 - ・ 総務課及び契約課は、建物、設備、電気、ガス、水道等の被災状況を確認及び集約する。【1時間～3時間以内】
 - ・ 総務課及び契約課は、被災した施設及び設備の管理並びに応急措置を行うための事務を実施する。【3時間～3日以内】
- ③ 情報提供機能の維持
 - ・ 情報システム課は、行政情報システムの被災状況を確認し、不具合があれば暫定的な処置を行う。【1時間～3時間以内】
 - ・ 広報広聴室は、国土地理院のホームページを通じての災害に関する情報提供機能を維持する。【3時間～12時間以内】
- ⑤ 支援事務の実施
 - ・ 会計課、契約課及び総務課は、応急対策を進めるために必要な予算、発注、物品及び車両に係わる事務を実施する。【1時間～3日以内】

第4節 一般継続重要業務

1. 国民の生命及び安全の確保

国民の生命及び安全を確保する業務として、地殻の常時監視活動の継続及び再開を行う。

- ① 東海地方等地殻監視活動の再開
 - ・ 地殻監視課は、東海地方等の地殻監視活動が通信回線の断線等により停止していた場合は、活動を再開させる。【災害発生時～3時間以内】
- ② 火山活動地域の地殻監視活動の再開
 - ・ 機動観測課及び地殻監視課は、火山活動地域の地殻監視活動が通信

回線の断線等により停止していた場合は、活動を再開させる。【災害発生時～3時間以内】

- ③ 潮位観測の再開
 - ・ 地殻監視課は、潮位観測が通信回線の断線等により停止した場合は、回線の復旧後、速やかに活動を再開させ、気象庁へデータを提供する。【災害発生時～3時間以内】
- ⑤ VLBI 観測の再開
 - ・ 宇宙測地課は、強い余震に注意しつつ国際観測を再開する。【電力復旧後～2週間程度】

2. 権利及び財産の保全

国民の権利及び財産の保全に関して相当程度影響が生じる業務については、迅速に対応できるよう適切な措置や行政サービスを順次回復させる。

- ① 電子基準点データ（リアルタイムデータ）の提供
 - ・ 衛星測地課は、電子基準点データ（リアルタイムデータ）を利用し測量等を実施している利用者等への電子基準点データ提供について、安定的な運用を確立する。〔対策済のため継続〕
- ② 基本測量の測量成果等の閲覧及び謄本又は抄本交付事務の再開
 - ・ 情報サービス課は、基本測量の測量成果等の閲覧及び謄本又は抄本交付（測量法（昭和24年法律第188号）第27条第3項及び第28条）に関する事務を再開する。【災害発生時～3日以内】
- ③ 基本測量の測量成果の複製及び使用承認に関する事務の再開
 - ・ 情報企画課は、基本測量の測量成果の複製及び使用承認（測量法第29条及び第30条）に関する事務を再開する。【災害発生時～2日以内】
- ④ 公共測量に関する事務の再開
 - ・ 測量指導課は、公共測量の指定、作業規程の承認、計画書についての助言等（測量法第5条第2号、第33条、第36条等）に関する事務を再開する。【災害発生時～1週間以内】
- ④ 測量士・測量士補試験の実施に関する事務
 - ・ 総務課は、測量士・測量士補試験の実施に関する日程変更の周知等の事務を行う。【災害発生時～6時間以内】（※試験等の実施日直前で災害発生した場合の対応時間であり、日程の切迫度に応じ対応が異なる。）

一般継続重要業務以外の一般業務の実施については、地震発生当初は積極的に抑制し、その後、通常業務体制への移行が開始できる状況になった場合には、継続すべき優先業務の再開及び遂行に影響を与えない範囲内において、順次再開を目指すものとする。

第4章 業務継続のための執行体制

第1節 本部の設置

茨城県南部で震度6強以上の揺れが観測された場合は、継続すべき優先業務に係る総合調整等を行うため、速やかに災対要領に規定する本部を設置する。

第2節 参集要員の指定

1. 災害発生前の参集要員の指定

本院の各課及び各室（以下「本院各課等」という。）において、「参集可能職員の想定のお考え方（資料Ⅰ－3）」に基づいて算定した参集可能職員数をもとに、第3章で抽出した継続すべき優先業務を実施するために必要な職員（以下「参集要員」という。）を、あらかじめ指定する。参集要員数を、資料Ⅱ－1に示す。

2. 災害発生時の参集要員の確保及び調整

災害発生時に参集要員が参集できず、本院各課等单位で代替する職員の確保が困難な場合は、本院の各部及び各センター（以下「本院各部等」という。）単位で職員を調整することとする。本院各部等单位の調整においても代替する職員の確保が困難な場合は、本部会議等により院を挙げて組織横断的に調整することとする。

第3節 災害発生時の行動

災害発生時の参集要員及び非参集要員の行動は、勤務時間外（平日の8時30分以前又は17時15分以降及び土日祝日）及び勤務時間内（平日の8時30分から17時15分まで）の別に概ね以下のとおりとする。その他別途定める災害対策活動初動マニュアル（平成24年国地企防第20号）に基づき実施する。

1. 勤務時間外における行動

（1）参集要員の行動

① 参集できる場合の行動

- ・ 参集要員は、茨城県南部において震度6強以上の情報を覚知し次第、家族を含めた安否情報を安否確認システムに回答した上で、指示を待つことなく速やかに本院に参集する。なお、安否確認システムの配信がない場合は別の方法により所属長等に報告する。
- ・ 参集要員は、参集時、可能な限り本人用の飲食物を持参する。
- ・ 参集要員は、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要事項を速やかに報告する。報告は、災対要領に定める伝達経路に基づくものとする。

- ・ 参集要員は、本院到着後直ちに担当の継続すべき優先業務に従事する。
- ② 参集できない場合の行動
 - ・ 参集要員は、家族を含めた安否情報を安否確認システムに回答する。また、以下の理由によりやむを得ず参集できない場合は、参集できない理由、参集可能となる時期又は目途、避難先、連絡方法等を安否確認システムに記載する。必要がある場合は、速やかに所属長等に連絡する。なお、安否確認システムの配信がない場合は別の方法により所属長等に報告する。
 - 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき。
 - 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
 - 職員の住居又は職員の親族等が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事しているとき、又は、一時的に避難しているとき。
 - 家族等の安否が確認できないとき及び職員以外に家族の安否を確認できる者がいないとき。
 - 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
 - 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。

(2) 非参集要員の行動

- ① 自宅等での待機
 - ・ 非参集要員は、家族を含めた安否情報を安否確認システムに回答した上で、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ所属長等からの指示を受ける。なお、安否確認システムの配信がない場合は、別の方法により所属長等に連絡する。
- ② 地域貢献への取組
 - ・ 待機の間は、自宅周辺での救出及び救助活動、避難者支援に携わる等、地域貢献、地元地方公共団体への協力に積極的に取り組む。

2. 勤務時間内における行動

(1) 全職員の行動

- ① 被災への対応
 - ・ 火災が発生した場合、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 の 5 第 1 項の規定による国土院自衛消防組織は、身の安全の確保及び避難を最優先し、可能な範囲で任務を遂行するものとする。待避場所における負傷者や急病人のうち緊急に手当が必要な負傷者や急病人は、医療機関に順次搬送する。
- ② 安否確認
 - ・ 家族を含めた安否情報を安否確認システムに回答する。なお、安否確認システムの配信がない場合は別の方法により所属長等に報告する。

- ③ 家族の安否を確認できた場合の行動
 - ・ 家族等の安全が確認できた場合の行動は、参集要員は2.(2)、非参集要員は2.(3)のとおりとする。
 - ・ 家族等が被害を受け、治療又は入院の必要がある等、帰宅する必要が生じた場合は、所属長等の許可を得て帰宅する。
- ④ 家族の安否を確認できない場合の行動
 - ・ 家族等と連絡が取れない場合、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合においては、所属長等の許可を得て帰宅し、家族の安否を確認する。

(2) 家族の安全が確認できた場合の参集要員の行動

- ① 優先業務の実施
 - ・ 担当の継続すべき優先業務に従事する。

(3) 家族の安全が確認できた場合の非参集要員の行動

- ① 支援業務の実施
 - ・ 庁内の復旧業務、継続すべき優先業務の支援、庁舎周辺地域の救出及び救助活動並びに避難者支援に従事する。なお、後日交代要員として予定されている場合は、支援業務が落ち着いた段階で所属長等の許可を得て帰宅する。
- ② 庁舎内での待機
 - ・ 公共交通機関を利用して帰宅する場合は、運行状況等が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機し、支援業務を実施する。

第4節 安否確認

人事課は、院全体の安否情報を集約して総務部長へ報告し、総務部長は本部会議において報告する。なお、安否確認システムにより、職員及びその家族の安否を確認できない場合は、人事課及び関係課室が連携して、当該職員に電話又は電子メールでの連絡、直接訪問する等、安否確認に努める。

第5節 権限委任

所属長等の責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、あらかじめ権限委任の代行順序を災対要領及び本院各部等の災害対策実施要領に定める。

所属長等へ連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順序で自動的に委任されるものとする。所属長等が本院へ参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

第6節 委託業者等との連絡

本院各課等において、本院を勤務地とする委託業者等との連絡体制をあらかじめ整える。地震の発生時には、適切に連絡を取り、従業員の安全を確保するとともに業務体制の変更の協議や指示を行うものとする。配置状況を資料Ⅱ－2に示す。

第7節 帰宅困難者への対応

災害発生時における国土地理院の第一の役割は、継続すべき優先業務の適切な実施であるが、災害が発生した場合の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等についても、地域の一員としての国土地理院による共助の取組の観点から、適切に対応するものとする。

具体的には、災害発生後、直ちに庁舎の被災状況の点検や庁舎内の来訪者の状況等を確認し、部外者の移動制限や出入り管理等を行う。総務課は、庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等の対応が円滑に行えるように本院各部等へあらかじめ指示を行う。

1. 来訪者への対応

庁舎内の来訪者については、継続すべき優先業務の妨げにならぬよう、指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限にとどめる。緊急性の低い負傷者には可能な応急手当を施し、他の庁舎内の来訪者ととも待避場所へ誘導する。

2. 庁舎外の帰宅困難者等

庁舎外の帰宅困難者等については、災害に関する情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の支援措置を可能な範囲で講ずる。

待避場所の指定、受入れ可能人数、運営体制等については、資料Ⅱ－3に示す。

第8節 負傷者及び急病人の救護

災害により負傷者及び急病人が発生した場合は、救命、悪化防止及び苦痛の軽減等の対応を、付近に居合わせた職員等も含め速やかに行う。緊急性の高い負傷者及び急病人は、職員のほか来訪者、帰宅困難者等についても、医療機関に順次搬送する。また、厚生課は必要な救護用品を確保し、関係部署に適宜配分する。

第9節 各個人における業務継続への取り組み

地震の発生を想定して、職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱

する中を帰宅する際に長時間歩くための靴や飲料水等について、各自で用意することを推奨する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

第1節 庁舎及び設備

1. 庁舎

平成24年度までに、人命の安全確保上問題となる国土地理院の庁舎の耐震工事が完了した。

さらなる職員等の安全を確保するため、契約課は、庁舎の利用や入館の可否を判断するための点検表の整備を行い、地震が発生した際に本院各課等を使用する職員は、当該点検表に基づき、執務室の被害状況を確認して契約課に報告するとともに、契約課は使用の可否を判断し、必要であれば使用禁止の措置を講ずるものとする。なお、二次災害のおそれがある場合は、契約課に速やかに連絡し指示を仰ぐものとする。

2. 空調機能

契約課は、災害が発生した後、運転監視及び保守の委託業者とともに速やかに空調設備を点検し、電力等の復旧後、早期の運転ができる体制を整備する。安全が確認されるまでの間、全館の冷房又は暖房は運転しないため、業務継続上空調が必要なサーバ等の機器を管理する本院各課等においては、非常時においても空調機能が確保されるようあらかじめ措置しておくものとする。

3. エレベーター

契約課は、電力等が復旧し、安全が確認されるまでの間、エレベーターを停止する。閉じ込めがあった場合は、閉じ込められた者に対して、救出が完了するまで救出目途等の情報提供を行うものとする。

4. 什器転倒防止対策

執務室のロッカー等の什器転倒防止対策は、地震時における負傷者防止対策と国土地理院の業務継続の両方の観点から実施する。厚生課は、本院各部等の責任で本院各課等が、特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類及び備品類の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにする等の措置を講じ、その状況を常に確認するよう指導及び監督する。

5. 薬品等危険物落下防止対策

薬品等の危険物落下防止対策は、地震時における負傷者防止対策と国土地理院の業務継続の両方の観点から実施する。契約課は、本院各部等

の責任で本院各課等が、薬品等の危険物の所持について数量や保管場所について把握するとともに、地震での落下等による被害がないように措置を講ずるよう指導及び監督する。

6. 災害用トイレの運用体制（廃棄物処理、感染症対策）

被災によりトイレの水を流せなくなった場合、携帯トイレを使用することにより「し尿」廃棄物が大量に発生することになるが、災害の影響で清掃業者が履行できない場合は、職員が、各階のトイレで発生した「し尿」廃棄物をゴミ集積所（リモートセンシング実験棟側）まで運搬する必要が生じる。その場合、当該運搬については「国土交通省国土地理院防火・防災消防計画」第36条に基づき編成された自衛消防組織の編成表上の担当地区毎に、各地区の隊員が所属する課（室）において当番制等により行うものとする。なお、「し尿」廃棄物を取り扱う際は、感染等防止のため手袋、マスクを着用する。

第2節 エネルギー

1. 電力

被害の想定では、災害が発生した後、2日間程度の停電を想定しているため、非常用発電機を配備している。

国土地理院の非常用発電設備は、商用電力供給が停止した場合、自動的に回路が切り替わり、電力を各棟の非常照明、エレベーター、消火栓等の非常用動力、空調機及び無停電電源装置系統へ供給する。この発電設備については、継続すべき優先業務を1週間程度実施するために必要な燃料を確保するものとする。なお、能力に限りがあるため非常用動力以外への配分については別に定めるものとする。

2. ガス

ガス（筑波学園ガス株式会社）については、30日程度の停止を想定しており、供給が再開するまでの代替物としてカセットコンロ及びカセットボンベを備蓄する。

第3節 通信

1. 固定電話

N T T回線の通信状況の確認等については、契約課が担当する。本館棟の電話設備室に大きな被害はないと想定されるため、通信は可能であるが、地震発生時は、N T Tの災害時優先電話（発信が一般電話に比べ優先される電話で、受信が優先されるものではない。）を活用することにより発信を可能にする。

障害発生時には保守業者が対応することとなっているが、勤務時間内の対応のみとなっている。今後、保守業者との連絡体制を強化し、災害

時に優先的な復旧を可能とするよう措置することを検討する。

2. 携帯電話

地震発生時は輻輳により繋がりにくいため、災害時優先電話を有効に活用する。

3. マイクロ回線

マイクロ回線の通信状況の確認等については、契約課が担当する。本館棟の電話設備室に大きな被害はないと想定されるため、電話及びFAXにより、国土交通省内での通信は可能である。また、マイクロ回線の送信線である光ファイバについても、本省とのデータ通信が可能と想定される。

4. 中央防災無線

中央防災無線の通信状況の確認等については、防災推進室が担当する。中央防災無線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号及び第5号に規定する指定行政機関、指定公共機関及び都道府県（以下「指定機関等」という。）と衛星回線で結ばれており、本館棟の電話設備室に大きな被害はないと想定されるため、電話及びFAXにより、指定機関等との通信が可能である。

第4節 行政情報システム

本院の全体的な行政情報システムの確認等については、情報システム課が担当するが、本院各課等が管理する個別の情報システムについては、当該課及び室が担当する。

1. 行政情報システムの冗長化

本館棟は、平成22年12月に免震工事が完了したことから、本館棟に設置されている行政情報システムについては、通常どおりの運用が可能と想定される。本館棟以外に設置されている行政情報システムについては、冗長化を検討する。

2. 蓄積データのバックアップ

蓄積データのバックアップは、本院各課等がそれぞれの方法で行うこととしているが、保管場所が免震化や耐震化の完了した庁舎以外である場合には、バックアップしたデータの保管場所を検討する。

また、各職員においても、継続すべき優先業務を実施する上で必要となるデータは、あらかじめ外部メディア等にバックアップを行い、保管することとする。

3. インターネット及びVPN回線

インターネット及びV P N回線の通信状況の確認等については、情報システム課が担当する。さらなる信頼性向上のため、インターネット及びV P N回線の複数回線化について検討する。

第5節 水道

1. 上水道

上水道（つくば市水道事業）の供給再開までは、15日間程度と想定している。本館棟には、耐震基準を満たした受水槽（容量145トン）を設置しているが、上水道の供給が長期間停止して受水槽の水が不足する場合は想定し、トイレで使用する水は構内に整備した井戸を利用する。また、飲料水については、第6節を参照されたい。

2. 下水道

排水管又は排水施設が被害を受けた場合は、庁舎から排水することができない。排水管からの漏水等による二次災害を防止するため、排水管又は排水施設の復旧が確認されるまでは、トイレ及び湯沸かし室等の使用を禁止する。

第6節 備蓄

勤務時間内での災害発生の場合、遠距離通勤職員を中心に最低1日から2日間は庁舎内にとどまらざるを得ない可能性があることを考慮し、継続すべき優先業務の従事者に限定せず、遠距離通勤職員も対象として必要な食料、飲料水及びトイレを備蓄し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。

総務課は、必要量、備蓄完了時期等について計画を定めるものとする。

1. 食料

備蓄必要量は、継続すべき優先業務の従事者を対象に1週間分及び遠距離通勤職員を対象に3日間分を想定する。なお、ガスの供給が長期間停止すると見込まれるため、お湯を使わずに済むものを備蓄する。

2. 飲料水

備蓄必要量は、1.と同じ対象者及び期間の分量とし、1人あたりの目安は1日3リットルとする。

3. トイレ

最もトイレ利用者の多い勤務時間内の災害発生を想定して、継続すべき優先業務の従事者を対象に1週間分及び遠距離通勤職員を対象に3日間分のトイレの備蓄を行う。ただし、下水道の復旧には相当の時間を要する可能性があることから、備蓄型のポータブルトイレのみならず、簡易式組み立てトイレを設置する。

第7節 防災監視室の代替措置

免震対策が完了した本館棟は、地震により使用不能になることは想定しないが、火災等の二次災害発生等万一の場合において、本部の活動拠点となる防災監視室の代替措置として、宇宙測地館を利用することとする。

第6章 計画のフォローアップ

第1節 業務継続に関する取り組みの改善

第3章「継続すべき優先業務」、第4章「業務継続のための執行体制」、第5章「業務継続のための執務環境の確保」に関する取り組みについて現状の課題と課題への対応見通しをそれぞれ資料Ⅰ-4、資料Ⅰ-5及び資料Ⅰ-6にとりまとめる。本院各課等は、担当する取り組みについて、本院の業務継続性を高める見地から毎年改善を図ることとし、必要に応じて、関係資料の見直しを行うこととする。また、防災推進室は、関係資料を集約し、改善を図った結果を確認する。

第2節 訓練の実施

職員を対象に実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的の実施するとともに、徒歩参集訓練、安否確認訓練、強制停電訓練及び本部運営訓練等も実施する。

訓練時に収集される情報や各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録は、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらをもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合においても、訓練と同様に情報収集及び記録の整備を行い今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、あらかじめ確保を行う。

第3節 参集要員及び委託業者等の配置の見直し

参集要員及び委託業者等については、人事異動及び従業員の変更があった場合に対応するため、少なくとも年に2度（4月、10月を目処とする）本院各課等で見直し、防災推進室において集約する。

第4節 地方測量部等の業務継続計画

本院各部等は、地方測量部等が業務継続計画を作成及び見直しする場合には必要に応じて協力し、防災推進室は、速やかにこれを収集する。

第5節 計画の見直し

本計画の実際の適用や訓練を通じて得られた課題、また各取り組みの改善に向けた取り組み（資料Ⅰ－４、資料Ⅰ－５及び資料Ⅰ－６）を踏まえて毎年本計画を見直し、業務継続力の向上を図っていく。必要があると認められる場合は修正するものとする。

附則

この計画は、平成24年3月13日から施行する。

附則

この計画は、平成26年3月4日から施行する。

附則

この計画は、平成28年3月30日から施行する。

資料編Ⅰ

- 資料Ⅰ－１ 被害想定のかえ方
- 資料Ⅰ－２ 継続すべき優先業務一覧表
- 資料Ⅰ－３ 参集可能職員の想定のかえ方
- 資料Ⅰ－４ 継続すべき優先業務に関する課題と対応見通し
- 資料Ⅰ－５ 業務継続のための執行体制に関する課題と対応見通し
- 資料Ⅰ－６ 業務継続のための執務環境の確保に関する課題と対応見通し

資料編Ⅱ

- 資料Ⅱ－１ 茨城県南部地震発災時の職員参集計画
- 資料Ⅱ－２ 委託業者等の配置状況
- 資料Ⅱ－３ 帰宅困難者対応マニュアル